

## 平成25年度決算に基づく

# 健全化判断比率・資金不足比率公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担などに係る指標（「健全化判断比率」と、公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表しなければなりません。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—%	—%	11.6%	17.8%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.00%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

### 【健全化判断比率】

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	—%
宅地開発事業特別会計	—%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

水川町の平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は次のとおりで、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回り健全な状況と言えます。なお、公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5つです（①～④を総称して健全化判断比率と言います）。

### 【用語解説】

#### 実質赤字比率

一般会計など（水川町の場合は一般会計と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の実質収支額（歳入と歳出の差引）が赤字となった場合、標準財政規模（※①）に対する赤字の割合。家計に例えると、年収に占める年間の赤字の割合といえます。水川町の一般会計などにおいて、赤字は生じていないため、実質赤字比率は発生しません。

#### 連結実質赤字比率

町の全ての会計（実質赤字比率の会計に公営企業会計の下水道特別会計、宅地開発事業特別会計を加えたもの）の赤字額と黒字額を合算して赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字の割合。実質赤字比率と同様に、水川町の公営企業会計でも赤字（資金不足）は生じていませんので、連結実質赤字比率は発生しません。

#### 資金不足比率

公営企業会計における資金不足額（※②）の事業規模（※③）に対する割合。水川町では、下水道事業特別会計、宅地開発事業特別会計が対象となりますが、いずれの会計においても、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生しません。

#### 実質公債費比率

町の一般会計の支出のうち、借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額（部事務組合への負担金、公営企業会計に対する繰出金のうち借入金の返済に充てたと認められる分など）の標準財政規模に対する割合で、3か年（22～24年度）の平均値。家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合と言えます。

#### 将来負担比率

町の一般会計などが将来的に負担することになっている、実質的な負債（借入金の返済など）にあたる額（将来負担額）の標準財政規模に対する割合。家計に例えると、負債の残高が年収の何年分に相当するかを示した割合と言えます。この比率が高い場合、将来これらの負担額を支払う必要があることから、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを意味します。

#### 早期健全化基準

自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられています。健全化判断比率のいずれかが財政再生基準（従来の財政再建団体）となり、財政再生計画を定めなければなりません。また、この計画については総務大臣の同意が必要となり、国が強く財政運営に関与することになりますので、一部を除き、地方債の発行ができなくなったり、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなったりします。

は発生しません。  
 ※②資金不足額  
 一般会計などの実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに算定した額。  
 ※③事業規模  
 料金収入など主たる営業活動から生じる収益などに相当する額。  
**早期健全化基準**  
 自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられています。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、自主的な改善努力による、財政健全化計画を定めなければなりません。  
**財政再生基準**  
 自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられています。健全化判断比率のいずれかが財政再生基準（従来の財政再建団体）となり、財政再生計画を定めなければなりません。また、この計画については総務大臣の同意が必要となり、国が強く財政運営に関与することになりますので、一部を除き、地方債の発行ができなくなったり、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなったりします。

【お問い合わせ先】  
 企画財政課 財政係  
 ☎52・5850（直通）

### 申請はお済みですか？

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い人や子育て世代に対し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」の支給を実施しています。

各給付金の支給対象となる人には、6月中旬に申請書を送付しており、申請受付は12月16日（火）までとなっています。受付期間を過ぎて申請書を提出された場合は、給付金の支給ができませんので、お済みでない人はお早めに申請をお願いします。

#### 臨時福祉給付金 （ピンク色の用紙）

◆支給対象者  
 平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない人（ただし、課税されている人に扶養されている場合や生活保護を受けている場合を除く）

◆支給額  
 支給対象者1人につき1万円

◆加算対象者  
 ※支給対象者の中で次の加算対象者に該当する場合は、1人につき5千円が加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者など
- ・特別児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など

#### 子育て世帯臨時特例給付金 （オレンジ色の用紙）

◆支給対象者  
 平成26年1月1日における平成26年1月分の児童手当・特別給付を受給し、平成25年の所得が児童手当の所得制限額未満の人

◆対象児童  
 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特別給付の対象となる児童（ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護を受けている場合を除く）

◆支給額  
 対象児童一人につき1万円

- ・対象児童一人につき1万円

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時福祉特例給付金
受付場所	・水川町役場臨時福祉給付金申請受付窓口 ・宮原振興局総務振興課（まちづくり情報銀行内）	・町民環境課 ・宮原振興局総務振興課（まちづくり情報銀行内）
申請時に必要なもの	①臨時福祉給付金申請書 ②認印（シャチハタ不可） ③通帳 ④本人確認の書類（※1） ⑤加算に関する証明（※2）	①子育て世帯臨時特例給付金申請書 ②認印（シャチハタ不可） ③通帳（※3） ④児童手当・特別給付受給状況証明書（公務員のみ）
受付期間	12月16日（火）まで ※土・日・祝日を除く	
受付時間	8時30分～17時15分	

- （※1）支給対象者本人を確認できる書類（運転免許証・健康保険証・写真付き住民基本台帳カードなど）が必要です。また、世帯で申し込まれる場合は、支給対象者全員の書類が必要です。  
 （※2）年金証書や各種手当を受けていることが分かる書類の写しが必要です。  
 （※3）児童手当の振込口座と異なる口座を希望される場合と公務員の人は必要です。

### 申請手続き

申請先は、基準日（平成26年1月1日）において、住民登録がされている市区町村です。

なお、基準日の翌日以降に水川町に転入された人は、基準日に住民登録をされていた

市区町村が申請先となります。申請などの詳細については、転入前の市区町村へお問い合わせください。

基準日に亡くなった人および基準日の翌日以降から支給決定前までに亡くなった人は、支給対象となりません。

## 給付金詐欺にご注意ください

次のような給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- ◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
- ◆市区町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」の支給のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- ◆現時点で、市区町村や厚生労働省などが、住民の皆さまの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。



臨時福祉給付金に関するお問い合わせ先 健康福祉課 福祉係 ☎52-5852（直通）  
 子育て世帯臨時特例給付金に関するお問い合わせ先 町民環境課 町民環境係 ☎52-5851（直通）